

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

- 福島県教育委員会 福島県教育委員会に関する規則 一
- 福島県市町村立学校職員の人事評価に関する規則 一
- 福島県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則 二
- 職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令 二
- 福島県立学校職員の人事評価に関する規程 二
- 福島県監査委員 福島県監査委員 二
- 福島県監査委員が取り扱う個人情報保護に関する規程の一部を改正する規程 四
- 福島県監査委員が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程 四

福島県教育委員会

福島県市町村立学校職員の人事評価に関する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十四号

福島県市町村立学校職員の人事評価に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十四条の規定に基づき市町村教育委員会の行う県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員をいう。以下「職員」という。）の人事評価に関し必要な事項を定めるものとする。

（人事評価の実施の範囲）

第二条 人事評価は、福島県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が特に指

定する者を除き、全ての職員について実施するものとする。

（人事評価の種類及び実施の時期）

第三条 人事評価は、定期評価、条件評価及び臨時評価とする。

2 定期評価は、毎年二月一日に実施するものとする。

3 条件評価は、条件付採用期間中の職員について、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日に実施するものとする。

一 条件付採用期間が六月の職員 条件付採用期間の開始後五月を経過した日

二 条件付採用期間が一年の職員 条件付採用期間の開始後十月を経過した日

4 臨時評価は、県教育長又は市町村教育委員会が特に必要があると認める職員について、随時これを実施するものとする。

（人事評価の期間）

第四条 人事評価の対象となる期間は、県教育長が定める。

（評価者及び調整者）

第五条 被評価者別の評価者及び評価の調整を行う者（以下「調整者」という。）の区分は、別表のとおりとする。

2 所属長は、必要に応じ、評価を補助する者を置くことができる。

（人事評価の方法）

第六条 人事評価は、実績評価及び能力評価により実施するものとする。

2 実績評価は、学校の教育目標を踏まえて職員が設定した職務遂行上の目標（以下「自己目標」という。）の達成状況を評価するものとする。

3 能力評価は、標準的な職及び経験年数により県教育長が定める共通の評価項目について、職務遂行上発揮された能力等を評価するものとする。

4 被評価者は、実績評価における自己目標を設定し、その達成状況を自己評価するものとする。

5 一次評価者は、被評価者の自己目標の達成状況、職務遂行上発揮された能力等について、県教育長が定める評価基準に基づき評価するものとする。

6 二次評価者は、一次評価者の評価を踏まえながら、被評価者の自己目標の達成状況、職務遂行上発揮された能力等について、県教育長が定める評価基準に基づき評価するものとする。

7 調整者は、人事評価の公正な実施を確保するため、二次評価者の評価を調整することができる。

（人事評価の結果の報告）

第七条 市町村教育委員会教育長は、最終の人事評価の結果（前条第七項の規定により調整が行われた場合にあつては、当該調整後の人事評価の結果。以下同じ。）を当該市町村の教育委員会に報告するものとする。

2 市町村教育委員会は、県教育長の定めるところにより、人事評価の結果を県教育委員会に報告するものとする。

（人事評価に関する内容の取扱い等）

第八条 人事評価に関する内容については、秘密に属する事項として取り扱わなければ

- ならない。
- 2 職員的人事評価に関する書類の保存期間は、県教育長が定める。
- 第九条 人事評価の結果は、職員に伝達するものとする。
(意見申立て)
- 第十条 職員は、人事評価の結果に意見がある場合は、市町村教育委員会に意見申立てをすることができる。
- 第十一条 この規則に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、県教育長が定める。
- 附 則
- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 福島県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和三十三年福島県教育委員会規則第七号)は、廃止する。
- 別表(第五条関係)

被 評 価 者	評 価 者		調 整 者
	一 次 評 価 者	二 次 評 価 者	
校長	市町村教育委員会教育長が指定する職員	市町村教育委員会教育長又は市町村教育委員会教育長が指定する職員	市町村教育委員会教育長
教頭	校長	市町村教育委員会教育長が指定する職員	
教諭 養護教諭 栄養教諭 学校事務職員 学校栄養職員	教頭	校長	
臨時的任用職員	教頭	校長	

- 備考
- 1 「学校事務職員」とは、主任主査、主査、副主査及び主事をいう。
- 2 「学校栄養職員」とは、主任栄養技師、副主任栄養技師及び栄養技師をいう。
- 3 「臨時的任用職員」とは、講師並びに臨時的に任用された養護教諭、主事及び栄養技師をいう。

福島県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則をここに公布する。
平成二十八年三月二十九日
福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十五号

福島県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則

福島県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和三十三年福島県教育委員会規則第六号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(高校教育課)

福島県教育委員会訓令四号

教 育 庁
教 育 委 員 会 の 所 管 に 属 す る 教 育 機 関

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十八年三月二十九日
福島県教育委員会

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令

職員(給料の特別調整額に関する規程(昭和三十六年福島県教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。

- 一 別表備考に次のように改正する。
- 二 この表において「課長相当職」は、標準的な職が課長の職制上の段階に属する職をいう。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(職員課)

福島県教育委員会訓令第五号

教 育 庁
県 立 学 校

福島県立学校職員の人事評価に関する規程を次のように定める。
平成二十八年三月二十九日
福島県教育委員会

福島県立学校職員の人事評価に関する規程

(趣旨)
第一条 この訓令は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十三条の二第一項の規定に基づく教育委員会の行う県立学校教職員(以下「職員」という。)

の人事評価に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 人事評価の実施の範囲

(人事評価の種類の種類及び実施の時期)

第三条 人事評価は定期評価、条件評価及び臨時評価とする。

2 定期評価は、毎年二月一日に実施するものとする。

3 条件評価は、条件付採用期間中の職員について、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日に実施するものとする。

一 条件付採用期間が六月の職員 条件付採用期間の開始後五月を経過した日

二 条件付採用期間が一年の職員 条件付採用期間の開始後十月を経過した日

4 臨時評価は、教育長が特に必要があると認める職員について、随時これを実施するものとする。

第四条 (人事評価の期間)

第五条 人事評価の対象となる期間は、教育長が定める。

第六条 (評価者及び調整者)

第七条 被評価者別の評価者及び評価の調整を行う者(以下「調整者」という。)の区分は、別表のとおりとする。

2 所属長は、必要に応じ、評価を補助する者を置くことができる。

第八条 (人事評価の方法)

第九条 人事評価は、実績評価及び能力評価により実施するものとする。

2 実績評価は、学校の教育目標を踏まえて職員が設定した職務遂行上の目標(以下「自己目標」という。)の達成状況を評価するものとする。

3 能力評価は、標準的な職及び経験年数により教育長が定める共通の評価項目について、職務遂行上発揮された能力等を評価するものとする。

4 被評価者は、実績評価における自己目標を設定し、その達成状況を自己評価するものとする。

5 一次評価者は、被評価者の自己目標の達成状況、職務遂行上発揮された能力等について、教育長が定める評価基準に基づき評価するものとする。

6 二次評価者は、一次評価者の評価を踏まえながら、被評価者の自己目標の達成状況、職務遂行上発揮された能力等について、教育長が定める評価基準に基づき評価するものとする。

7 調整者は、人事評価の公正な実施を確保するため、二次評価者の評価を調整することができる。

第七条 (人事評価に関する内容の取扱い等)

第八条 人事評価に関する内容については、秘密に属する事項として取り扱わなければならない。

2 職員の人事評価に関する書類の保存期間は、教育長が定める。

第八条 人事評価の結果の伝達

第九條 人事評価の結果は、職員に伝達するものとする。

(意見申立て)

第十條 職員は、人事評価の結果に意見がある場合は、教育委員会に意見申立てをすることができる。

(委任)

第十一條 この訓令に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表 (第五条関係)

被評価者	評価者		調整者
	一次評価者	二次評価者	
校長	高校教育課長若しくは特別支援教育課長又は教育長が指定する職員	教育次長又は教育長が指定する職員	教育長
教頭	校長	高校教育課長若しくは特別支援教育課長又は教育長が指定する職員	
教諭 養護教諭 実習助手 寄宿舎指導員	教頭	校長	
臨時的任用職員	教頭	校長	

備考

1 「実習助手」には、実習講師、実習教諭及び主任実習講師を含む。

2 「寄宿舎指導員」には、主任寄宿舎指導員を含む。

3 「臨時的任用職員」とは、臨時的に任用された常時勤務の講師、養護教諭、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

(高校教育課)

福島県監査委員

福島県監査委員告示第四号

福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

福島県監査委員

福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成二十七年福島県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

様式第六号、様式第七号、様式第十一号、様式第十四号、様式第十五号、様式第二十一号及び様式第二十二号中「60日」を「3か月」と、「異議申立て」を「審査請求」と、「決定が」「裁決が」と、「決定の日」を「裁決の日」と改める。

様式第二十五号中「対する不服申立て」を「対する審査請求」と、「不服申立てに係る」「審査請求に係る」と、「不服申立ての内容」を「審査請求の内容」と改める。

附則

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第一百十号。以下「整備条例」という。）第五条の規定による改正前の福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号。以下「改正前の条例」という。）第十五条第二項、第二十一条第二項若しくは第二十一条の七第二項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等（以下これらを「処分」という。）又は改正前の条例第十一条第一項、第十九条第一項若しくは第二十一条の四第二項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求（以下これらを「請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであつて整備条例の施行の日前にされた処分又は整備条例の施行の日前にされた請求に係る不作為に係るものについての改正後の福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第二十一条第三項第七号及び第二十一条、様式第十一号並びに様式第二十五号の規定の適用については、改正後の規程第二条第三項第七号中「条例第二十一条の三」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第一百十号。以下この項において「整備条例」という。）附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第五十五条の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第五十五条の三」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第一百十号）附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第五条の規定による改正前の福島県個人情報保護条例第二十二條の三」と、「3か月」とあるのは「60日」と、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」と、改正後の規程様式第二十五号中「対する審査請求」とあるのは「対する不服申立て」と、「異議申立て」とあるのは「審査請求」と改める。

あるのは「決定」と、改正後の規程様式第二十五号中「対する審査請求」とあるのは「対する不服申立て」と、「福島県個人情報保護条例第22条第1項」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第110号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第5条の規定による改正前の福島県個人情報保護条例第22条第1項」と、「審査請求に係る」とあるのは「不服申立てに係る」と、「審査請求の内容」とあるのは「不服申立ての内容」とする。

（監査総務課）

福島県監査委員告示第五号

福島県監査委員が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

福島県監査委員

福島県監査委員が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

福島県監査委員が保有する公文書の開示等に関する規程（平成十二年福島県監査委員告示第三号）の一部を次のように改正する。

様式第三号、様式第四号及び様式第九号中「60日」を「3か月」と、「異議申立て」を「審査請求」と、「決定が」「裁決が」と、「決定の日」を「裁決の日」と改める。様式第十号中「対する不服申立て」を「対する審査請求」と、「不服申立ての内容」を「審査請求の内容」と改める。

附則

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第一百十号。以下「整備条例」という。）第六条の規定による改正前の福島県情報公開条例（平成十二年福島県条例第五号。以下「改正前の条例」という。）第十一条第一項若しくは第二項の決定（以下「開示決定等」という。）又は改正前の条例第五条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであつて整備条例の施行の日前にされた開示決定等又は整備条例の施行の日前にされた開示請求に係る不作為に係るものについての改正後の福島県監査委員が保有する公文書の開示等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第七条第四項、第十一条、様式第九号及び様式第十号の規定の適用については、改正後の規程第七條第四項中「条例第二十一条」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第一百十号。以下この項及び第十一條において「整備条例」という。）附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第六條の規定による改正前の条例第二十一条」と、改正後の規程第十一條中「条例第二十条」とあるのは「整備条例附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第六條の規定による改正前の条例第二十条」と、改正後の規

程様式第九号中「第21条」及び「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第6条の規定による改正前の福島県情報公開条例第21条」及び「3か月」及び「60日」及び「審査請求」及び「異議申立て」及び「裁決」及び「決定」及び「福島県情報公開条例第十号中「対する審査請求」及び「対する不服申立て」及び「福島県情報公開条例第19条第1項」及び「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第6条の規定による改正前の福島県情報公開条例第19条第1項」及び「審査請求の内容」及び「不服申立ての内容」及び「。

(監査総務課)